

競争入札心得

平成 30 年 4 月 第 1 6 条追加

(総則)

第 1 条 木古内町が発注する入札にあたっては、別の定めるもののほかにこの心得を承知するものとする。

(入札保証金等)

第 2 条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札等)

第 3 条 入札参加者は設計図書（仕様書）及び現場又は見本を熟読し、また暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者は入札書を作成し封書のうえ入札参加者の商号又は名称を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

3 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号または名称、入札件名を記載して契約担当者あての書留郵便で提出しなければならない。

4 電信により入札を認める場合において、電信により入札しようとする場合は親展照校電報で提出しなければならない。

(代理)

第 4 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には入札参加者（委任状）と代理人の氏名（法人の場合はその法人の名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第 5 条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(無効入札)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者の入札。

(2) 入札金額その他重要事項の記載が不明瞭なとき。

(3) 金額について訂正したとき。

(4) 記名押印がないとき。

(5) 郵便又は電信による入札を認める場合において、所定の日時までには到着しなかったとき。

(6) 無権代理人が入札したとき。

(7) 同一人が金額の異なる 2 通以上の入札書を差し出したとき。

(8) その他入札に関し不正の行為があったとき。

(開札)

第 7 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

(再度入札)

第 8 条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

(落札者の決定)

第 9 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にく

じを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第10条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札とししない場合がある。

- (1) 当該申込に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき

(入札保証金の返還)

第11条 第9条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は返還する。

再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、入札執行者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当者等に提出しなければならない。ただし、契約担当者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(入札保証金の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代え提供した担保は町に帰属する。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札金額の100分の5に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約保証金等)

第14条 落札者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は契約の締結と同時に契約による債務の履行を保証する、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を入札執行者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、銀行又は入札執行者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(入札保証金等の振替え)

第15条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(入札金額内訳書の提出等)

第16条 初度の入札執行時に入札金額内訳書の提出を求めるので、参加するすべての入札に係る入札金額内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

- 2 入札参加者又はその代理人は入札金額内訳書を入札書と同時に提出しなければなりません。
- 3 入札金額内訳書は、入札算定用参考資料により示す入札金額内訳書の工種・種別に対応する金額を記載しなければなりません。
- 4 提出した入札金額内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 5 第6条各号に掲げるほか、入札金額内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札金額内訳書に係る入札は無効とします。

- (1) 入札金額内訳書の提出がない場合
- (2) 入札金額内訳書の記載金額（合計金額）その他当該入札金額内訳書の要件が確認できない場合
- (3) 入札金額内訳書に記名押印がない場合
- (4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が入札金額内訳書を提出した場合
- (5) 入札金額内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

（異議の申立）

第17条 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※この心得については、見積書の提出についても準用するものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争入札参加資格の欠格事由に該当しないこと。

工事の契約締結における各種資格等の事前確認について

建設業法第27条の23の規定等により、建設業者（共同企業体の場合は、すべての構成員）は、有効な経営事項審査結果を有していなければ、町と契約することはできません。

また、経営事項審査結果に限らず、工事の施工にあたっては建設業の許可や解体工事業の登録が義務付けられていることを踏まえ、無資格、あるいは更新手続き漏れによる失効等、契約上の「不適格者」とならないようご留意願います。

これらの資格を有していない場合であっても、入札及び見積合わせに参加することはできますが、落札などした場合は、有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）、建設業許可証（解体工事は解体工事業の登録証）などの写し（共同企業体の場合は、すべての構成員分になります。）を契約締結前に提出していただくことが必要です。

なお、落札者等が契約を締結できない場合は、違約金等を納めていただくとともに、入札参加資格を一定期間消滅することとなりますので、承知してください。

木古内町長